○香南香美老人ホーム組合長等の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和４２年８月７日

条例第６号

改正　昭和44年2月20日

昭和46年3月24日

昭和47年2月24日

昭和48年3月13日

昭和50年3月13日

昭和53年3月30日

昭和53年12月26日

昭和55年3月28日

昭和56年3月31日

昭和57年3月30日

昭和60年3月29日　条例第2号

昭和62年3月30日　条例第6号

平成5年12月25日　条例第2号

平成8年12月26日　条例第5号

平成17年3月30日　条例第8号

平成18年2月22日　条例第4号

平成22年11月30日 条例第9号

（趣旨）

第１条　この条例は、組合長、副組合長及び会計管理者（以下「組合長等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

（報酬及び費用弁償の額）

第２条　組合長等の報酬及び費用弁償の額は、別表に定めるところによる。ただし、会計管理者の職務を会計管理者の所属する市における勤務時間内に行う場合は、報酬を支給しない。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第３条　この条例で定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和４２年４月１日から適用する。

附　則（昭和４４年２月２０日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４４年４月１日から適用する。

附　則（昭和４６年３月２４日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４６年４月１日から適用する。

附　則（昭和４７年２月２４日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

附　則（昭和４８年３月１３日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４８年４月１日から適用する。

附　則（昭和５０年３月１３日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附　則（昭和５３年３月３０日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５３年１２月２６日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年３月２８日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年３月３１日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５７年３月３０日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年３月２９日条例第２号）

この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第６号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成５年１２月２５日条例第２号）

この条例は、平成６年１月１日から施行する。

附　則（平成８年１２月２６日条例第５号）

この条例は、平成９年１月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日条例第８号）

この条例は、平成１７年４月１日より施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第４号）

この条例は、平成１８年３月1日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第９号）

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 報酬 | 費用弁償 | | | |
| 鉄道賃・船賃及び航空賃 | 車賃  （1キロメートルにつき） | 日当  (1日につき) | 宿泊料  (1夜につき) |
| 組合長 | 日額  3,000円 | 一般職の職員  の旅費に関す  る条例第11  条、第12条及  び第13条の3  に規定する額 | 30円 | 県外  2,000円 | 県内  7,000円  県外  11,000円 |
| 副組合長 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 会計管理者 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |